

2023年5月26日

各 位

上場会社名	北越工業株式会社 (URL https://www.airman.co.jp/)
代表者	代表取締役社長 堀内 義正 (コード番号：6364 東証プライム)
問合せ先責任者	取締役管理本部長 佐藤 豪一 (TEL 0256-93-5571)

株式給付信託（BBT）の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）、執行役員及び監査等委員である取締役（社外取締役を除きます。）（以下、「役員」といいます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」といいます。）の一部改定に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を2023年6月28日開催の第92回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定の背景及び目的

当社取締役会は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、また、監査等委員である取締役に、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機づけることを目的として本制度を実施しております。今般、役員報酬に占める本制度の割合を高めつつ、本制度について、各役員の役割に応じた設計とし、役員が従来以上に企業価値向上に向けて取り組むべく、株主の皆様のご承認をいただくことを条件に一部改定することを決議し、本制度の一部改定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 本制度の一部改定について

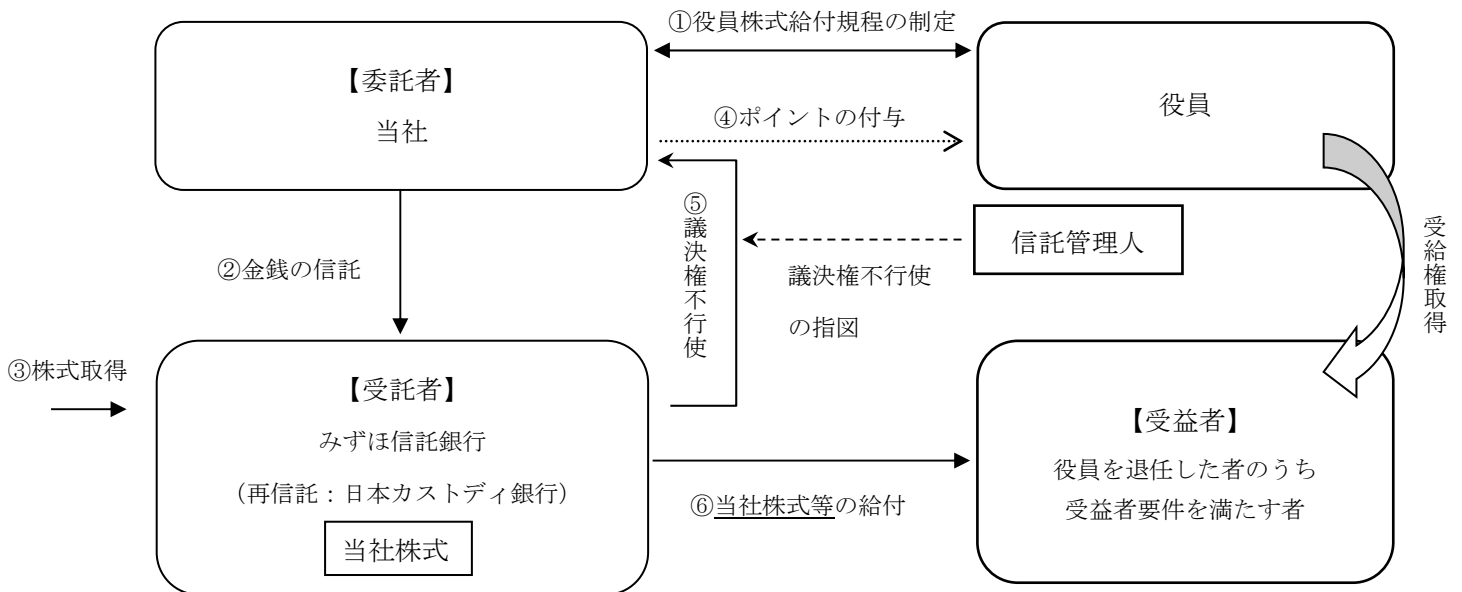
上記1. に伴い、従前の本制度の内容を一部改定いたします。（主な改定箇所は下線のとおりです。従前の本制度の内容につきましては、2015年5月25日付「役員退職慰労金制度の廃止及び株式給付信託（BBT）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2019年6月26日開催の第88回定時株主総会にて本制度について再決議しております。）

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金員（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型（*）の株式報酬制度です。なお、当社の役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

（*） 役員のうち、監査等委員である取締役に対しては、その役割を鑑み、業績に連動しない株式報酬を給付します。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金員を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金員を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金員を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社役員（社外取締役は本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2015年9月10日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2022年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「現対象期間」といい、現対象期間及びその経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、本制度を実施しており、本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金員を原資として当社株式を取得しております。

また、現対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく役員への給付を行うために必要となるのが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、次期対象期間の開始日直前に本信託内に残存する当社株式（役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金員（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資又は株式取得の原資に充当することとしますので、残存株式等を勘案したうえで、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。取締役会が追加拠出について決定した場合は、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

上記（4）のとおり、当社は、各対象期間につき、本制度に基づく役員への給付を行うために必要となるのが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出する予定であり、当該資金を原資として本信託が当社株式を取得する予定です。本信託が当社株式を取得する場合、市場取引又は自己株式処分を引き受ける方法によりこれを行うこととします。なお、役員に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、3事業年度当たり230,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は230,000株となります。

本信託による当社株式の取得につきましては、適時適切に開示いたします。

(6) 役員に給付される当社株式数の算定方法及び給付される当社株式等の数の上限

役員のうち、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき職責、当該事業年度における業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。また、監査等委員である取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき職責等を勘案して予め定めた数のポイントが付与されます。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は、110,000ポイント、執行役員に付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は110,000ポイント、監査等委員である取締役（社外取締

役を除きます。)に付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は10,000ポイントを上限とします。これは、現在の当社の株価水準、当社の役員の数等の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、役員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率又は付与済みのポイント及び付与ポイント上限について合理的な調整を行います。)。給付する株式の数の算定に当たり基準となる役員のポイント数は、退任時までに当該役員に付与されたポイントを合計した数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

当社の役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該役員は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金員給付を受けます。なお、金員給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

役員が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各役員に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とし、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金員が給付される場合において相当と認められるときは、これを加算した金額とします。

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する役員に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金員については、上記(9)により役員に給付される金員を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（BBT）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2015年9月10日
- ⑧金銭を信託する日 : 2015年9月10日
- ⑨信託の期間 : 2015年9月10日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上